

令和4年(ワ)第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告 サファリ・ダイヤモンド・ヘイダーほか1名

被告 国

原告第8準備書面

2024年4月25日

東京地方裁判所民事第26部乙合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	鈴木	雅子
同	弁護士	浦城知子
同	弁護士	駒井知会
同	弁護士	小川隆太郎
同	弁護士	岡本翔太

本準備書面では、無期限収容は許されない等とする諸外国司法判断について論じる。

目次

第1	はじめに	2
第2	2023年オーストラリア連邦高等裁判所判決	3
1	オーストラリアにおける入管収容制度の概要	3
2	2023年オーストラリア連邦高裁判決	4
3	小括	9
第3	2023年韓国憲法裁判所決定	10

1	韓国における入管収容制度の概要	10
2	2023年韓国憲法裁判所決定	11
3	小括	15
第4	2013年台湾司法院大法官解釈	16
1	本件台湾司法院大法官の解釈及びその理由	16
2	本件台湾司法院大法官解釈の影響	19
3	小括	19
第5	結語	20

第1 はじめに

原告らは、原告らに対する入管収容が、自由権規約9条1項、4項に反して違法であり、被告は同規約9条5項に基づいて原告らに対して賠償すべきと主張している。自由権規約9条1項及び4項に関して、原告が主張する法解釈は、以下のとおり諸外国の司法判断においても同趣旨の判断がなされており、当該事実により裏付けられる。

すなわち、以下詳述する、日本と同じアジア太平洋地域の先進国・民主主義国であるオーストラリア（2023年）、韓国（2023年）、台湾（2013年）の司法判断は、明示的に自由権規約9条1項や4項に対して言及するものではないが、自由権規約9条1項や4項と実質的に同趣旨の法規範を示しており、これら諸外国の司法判断の存在自体が、「合理性・必要性・比例性のない入管収容は、恣意的な入管収容に当たること」、「定期的審査のない無期限収容は恣意的な入管収容に当たること」、及び「独立した司法的機関で入管収容の適法性を遅滞なく審査すること」という法規範が国際的潮流であり、国際社会において広く支持された国際人権基準であることを推認させる。

とりわけオーストラリアの入管収容制度については、原告第7準備書面で詳述したとおり、国連自由権規約委員会の個人通報見解により、再三、自由権規約9条違反の恣意的拘禁に該当することが指摘されていたところ、遂にオーストラリアの国内裁判所においても入管収容制度が違憲であることが認められたのであり、その画期的な判決は国際人権による国際的潮流を汲み取ったものと見ることも出来る。

これら諸外国の司法判断という事実は、その国際的潮流を形作る重要な事実として、本件における自由権規約9条1項及び4項等の法解釈の前提事実において認定され、法解釈において考慮されるべきものである。

第2 2023年オーストラリア連邦高等裁判所判決

1 オーストラリアにおける入管収容制度の概要

オーストラリア連邦移民法の第2編第7部及び第8部は、1994年9月1日に追加されて以降、「不法滞在外国人（unlawful non-citizen）」（オーストラリア人ではなく、かつ、オーストラリアへの渡航、入国又は滞在を許可する有効なビザを有しない者）の義務的収容及びオーストラリアからの義務的退去強制を規定している。

第7部の第189条1項は、職員が「不法滞在外国人であることを知り、又は合理的に疑う」者を収容する義務を当該職員に課している。

第189条1項が認める義務的収容の期間については、第196条1項が規定している。同項は、不法滞在外国人は、所定の事由のいずれかが生じる時点「まで、移民収容し続けなければならない」と規定している。上記事由の1つは、第196条1項(c)が規定する「当該外国人にビザが付与されること」であり、もう1つの事由は、第196条1項(a)が規定する「当該外国人が第198条に基づきオーストラリアから退去強制されること」である。

第8部の第198条は、所定の様々な状況において、不法滞在外国人を「合理的に実行可能な限り速やかに（as soon as reasonably practicable）」オーストラ

リアから退去強制する義務を職員に課している。第 198 条 1 項は、「自らの退去強制を文書で大臣に求めた」不法滞在外国人について上記義務を課している。第 196 条 6 項は、移民収容されている不法滞在外国人であり、ビザ申請を行ったが、当該ビザの発給が拒否され、同人の申請について終局的決定が行われた者について上記義務を課している。

2 2023年オーストラリア連邦高裁判決

(1) 事案の概要

当該事案の原告（以下、「オーストラリア判決原告」という。）は、無国籍のイスラム教徒のロヒンギャであり、1995年から1997年の間にミャンマーで出生した。

2012年、当該原告はボートでオーストラリアに到着し、到着時に1958年移民法（Migration Act 1958 (Cth)）。以下「オーストラリア移民法」という。）第189条に基づき入管収容された。

2014年、ブリッジング・ビザ（手続結果が出るまでの仮滞在ビザ）が当該原告に付与された。

2016年、オーストラリア判決原告は、ニュー・サウス・ウェールズ州地方裁判所において児童に対する性犯罪の罪を認め、5年の拘禁刑（仮釈放禁止期間3年4か月）を宣告された。当該原告は、刑事拘禁中に難民保護のビザを申請した。

2018年、仮釈放で刑事拘禁を解かれると、オーストラリア判決原告は、移民法第189条1項に基づき再び入管収容された。

2020年、オーストラリア判決原告が行った難民保護申請は、移民・市民権・多文化問題担当大臣（以下、「オーストラリア判決大臣」という。）の代行者により審査された。同代行者は、当該原告にはミャンマーで迫害を受ける十分なおそれがあると判断した。同代行者は、これに基づき、当該原告をオース

トラリアが保護義務を負う難民であると認定した。しかし、同代行者は、当該原告の有罪判決を考慮し、当該原告はオーストラリア社会にとって危険であるとする合理的理由があるものと認定した。この認定に基づき、同代行者は、移民法第 36 条 1C 項(b)に規定された難民保護ビザの条件を満たさないと判断して、難民保護ビザの発給を拒否した。行政不服審判所も、同代行者の決定を支持した。

2022 年、オーストラリア連邦裁判所は、行政不服審判所による上記決定の司法審査請求を棄却した。その結果、原告には迫害を受ける十分なおそれがあると認定されたこと、及びその状況に変化がないことから、移民法第 197C 条 3 項により、第 198 条 1 項及び第 198 条 6 項に基づき原告をミャンマーに退去強制するという職員の義務及び権限は生じないこととなった。

2023 年 4 月 5 日、こうした背景のもと、当該原告は、憲法第 75 条(v)項及び 1903 年裁判所法 (Judiciary Act 1903 (Cth)) 第 30 条に基づき高等裁判所の第 1 審管轄権に属する事件として、オーストラリア判決大臣及びオーストラリア連邦に対する訴訟を提起した。この訴訟で当該原告は、当該原告を継続的に収容することは移民法第 189 条 1 項及び第 196 条 1 項で認められていないと主張し、それが両規定の適切な解釈の帰結であると主張した。また、当該原告は、選択的に、両規定は憲法第 III 章に違反すると主張した。

(2) 本件オーストラリア連邦高裁判決の結論

オーストラリア連邦高等裁判所は、移民法第 189 条 1 項及び第 196 条 1 項の適切な解釈によれば、両条項に基づきオーストラリア判決原告の継続的な収容は認められないとする当該原告の主張は退けた。

もっとも、当該原告に対する継続的な収容は憲法第 III 章に違反するものであり、その結果、両条項の当該原告への適用は無効であるとする当該原告の主張は認められることを明らかにした。さらに、この回答は、当該原告に認められる救済方法を明らかにした。この救済方法には、合理的に予見可能な将来に

当該原告をオーストラリアから退去強制することが実行可能になる現実的見込みは現在に至るまで存在しないことから、当該原告の継続的收容は2023年5月30日から違法であることが宣言された。また、救済方法には、当該原告の即時釈放を求める人身保護令状による保護も含まれていた。

(3) 上記判決の理由

移民法に第2編第7部及び第8部が追加されてから10年後、連邦高等裁判所は、Al-Kateb 対 Godwin 事件において、移民法第198条1項又は第198条6項に基づく退去強制が合理的に予見可能な将来に実行可能になる現実的見込みがない不法滞在外国人に対する第189条1項及び第196条1項の適用について検討した。当該事件の判決理由 (ratio decidendi) では、第一に高等裁判所は、多数意見で、189条1項及び第196条1項を適切に解釈して適用すれば、当該外国人の継続的收容が義務付けられると判示した。第二に、高等裁判所は、こちらも多数意見で、このように適用される場合の第189条1項及び第196条1項は、憲法第III章に違反しないと判示した。Al-Kateb 判決は、Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs v Al Khafaji 事件において、実質的に同じ状況下にある不法滞在外国人の継続的收容を認めるために直ちに適用された。

一方で、オーストラリア連邦高等裁判所は、Lim 判決において、同事件で違憲性が主張された移民法の条文の合憲性を判断する際の基準となる憲法原理を体系的に表現した。この憲法原理は、次のように表現された。

「上述した内容に照らせば、これらの2つの条項は、両条項が認める義務的收容が、退去強制又は入国許可の申請及び審査を可能にするために必要なものと合理的にみなすことができる範囲に限定されている場合は、有効な法律となる。反対に、両条項が認める義務的收容が上記範囲に限定されていない場合、両条項により行政府に付与される権限は、外国人の入国拒否、入国許可及び退去強制という行政権に付随す

るものとみなすことはできない。この場合、両条項は刑罰的性質を有することになり、オーストラリア連邦の司法権は憲法第 III 章が指定する裁判所に排他的に帰属すると定める憲法第 III 章に違反することとなる。」

これらの外国人の収容は、正当かつ非刑罰的な目的（オーストラリアから外国人を退去強制すること、又は外国人によるオーストラリアの在留許可申請とその審査を可能にすること）のいずれかに「必要なものと合理的にみなすことができる」期間に限定されなければならないとする Lim 判決の主張と、Al-Kateb 判決における憲法の判示（移民法第 189 条 1 項及び第 196 条 1 項は、合理的に予見可能な将来にオーストラリアから退去強制することが実行可能になる現実的見込みがない不法滞在外国人に有効に適用できるとした。）を整合的に理解することは困難である。また、Lim 判決の判決理由が示した背景原理も、Al-Kateb 判決の多数意見の判決理由の一部（憲法第 III 章は、連邦議会が憲法第 51 条（xix）項に基づき制定した法律に基づく外国人の収容には限定的にしか適用されないことを示唆するものと解釈しうる部分）と整合的に理解することは困難である。

Lim 判決が示した原理は、連邦議会が制定した法律（犯罪を裁き処罰する機能を遂行する裁判所による連邦司法権の行使によらない収容を認める法律）は、正当かつ非刑罰的な目的に必要なものと合理的にみなすことができる場合を除き、憲法第 III 章に違反するというものである。換言すれば、収容は、非刑罰的又は非懲罰的なものとして正当化されない限りは刑罰的又は懲罰的である。Lim 原理に従い、収容の正当な目的（収容が本来有する刑罰的性質を失わせることができる目的）は、例外的なもののみならずなければならない。したがって、Lim 原理に即して言えば、「行政収容を認める連邦制定法は、その収容期間を、特定された制定法の目的（合理的に達成可能な目的）を実現するために必要なものと合理的にみなすことができる期間に限定しなければならない

い」。本件に関して言えば、Lim 判決が述べたように、外国人の行政収容を例外的に正当化する収容目的が、オーストラリアからの退去強制、又はオーストラリアの在留許可申請とその審査を可能にすることに限られるならば、合理的に予見可能な将来に当該外国人をオーストラリアから退去強制することが可能になる現実的見込みがない場合には、上記目的のうちの前者の存在が否定されることになる。

外国人をオーストラリア社会から隔離するという目的は、Lim 判決で明らかにされ、Lim 判決以降の事件でも繰り返し確認されている「正当な目的」の範囲に含まれない。Lim 判決は、外国人を行政収容によりオーストラリア社会から隔離することは、より広範な目的の一要素として許容されるものではなく、2つの正当な目的（オーストラリアの在留許可の審査及び付与を行うこと、また、在留許可が与えられない場合には退去強制を行うこと）のいずれかの実現に「付随するもの」に限り許容されるとしている。Al-Kateb 判決の多数意見の判決理由が、より広範な目的の正当性を認める趣旨として解釈しうる点で、この判決理由と Lim 判決は緊張関係にあった。

Lim 判決が示した原理によれば、収容目的が正当であるためには、その目的は収容そのものとは異なるものである必要がある。被告側が自らの主張する目的を表現するために用いた言葉が、その違憲性を証明している。被告側の表現が示唆するように、「オーストラリア社会からの隔離」が「収容によるオーストラリア社会からの隔離」と同一視されるとすれば、被告側が主張する目的は、収容と収容目的を不当に混同するものであり、また、収容を認める法律は特定された目的に合理的に必要なものと評価しうるかという議論を循環論法に陥らせ、自己成就的にしてしまう。外国人の収容は、外国人の収容を含む目的に照らして正当化されるという主張は、ひいては、収容を目的に行われる収容も憲法第 III 章に適合するものとして正当化されるという主張につながる。

オーストラリアの在留許可を得ることができなかった外国人について行政収容が憲法上許容される期間は、合理的に予見可能な将来に当該外国人をオーストラリアから退去強制することが可能になる現実的見込みがなくなった時点で終了するという表現が、Lim 判決の原理から直接導かれる。これは、合理的に実行可能な限り速やかに外国人をオーストラリアから退去強制するという強制可能な義務が存在する法制度の下で課される憲法上の制約を適切に表現したものである。

2023 年 11 月 8 日の審理終了時に、移民法第 189 条 1 項及び第 196 条 1 項が原告の収容継続を許可するために有効に適用されていなかった結果、被告側が原告の収容を継続する際に依拠した唯一の制定法上の根拠は失われ、原告はコモンローに基づく自由を得る権利を得た。

3 小括

以上のとおり、本件オーストラリア連邦高裁判決には、「①連邦議会が制定した法律（犯罪を裁き処罰する機能を遂行する裁判所による連邦司法権の行使によらない収容を認める法律）は、正当かつ非刑罰的な目的に必要なものと合理的にみなすことができる場合を除き、憲法第 III 章に違反するというものである。換言すれば、②収容は、非刑罰的又は非懲罰的なものとして正当化されない限りは刑罰的又は懲罰的である。Lim 原理に従い、③収容の正当な目的（収容が本来有する刑罰的性質を失わせることができる目的）は、例外的なもののみなきなければならない。したがって、Lim 原理に即して言えば、「④行政収容を認める連邦制定法は、その収容期間を、特定された制定法の目的（合理的に達成可能な目的）を実現するために必要なものと合理的にみなすことができる期間に限定しなければならない」との判示がある。

このうち上記①は、オーストラリア憲法に適合する入管収容には「正当かつ非刑罰的な目的」が求められると共に、入管収容は当該目的との関係で「必要なも

のと合理的にみなすことができる」ものでなければならぬことを明らかなとしてい
る。

上記②③は、入管収容が本来身体拘束という「刑罰的性質」を有していること
に鑑み、入管収容の目的は、「例外的」に、「非刑罰的又は非刑罰的なものとして
正当化されない限り」は「刑罰的又は懲罰的」とみなされることを示した。

上記④は、収容期間について、比例原則の観点から「特定された制定法の目的
(合理的に達成可能な目的)を実現するために必要なものと合理的にみなすこと
ができる期間」に限定されるべきこと、すなわち無期限収容の禁止を示してい
る。

本件オーストラリア連邦高裁判決は、明示的に自由権規約9条1項に対して言
及するものではないが、自由権規約9条1項と実質的に同趣旨の法規範を示して
おり、この司法判断の存在自体が、「合理性・必要性・比例性のない入管収容
は、恣意的な入管収容に当たること」及び「定期的審査のない無期限収容は恣
意的な入管収容に当たること」という法規範が国際社会で広く支持された国際人権
基準であることを推認させる。

したがって当該司法判断の存在は、社会的事実として、本件における自由権規
約9条1項等の法解釈における前提事実として考慮されなければならない。

第3 2023年韓国憲法裁判所決定

1 韓国における入管収容制度の概要

韓国においても入管収容には2種類存在し、退去強制事由に該当すると疑うに
足りる相当の理由があり、かつ、逃亡のおそれがある場合において、退去強制事
由の審査のために行われる入管収容（韓国入管法51条1項・5項：日本の収
容令書による収容に相当）と、退去強制命令を受けた者を直ちに韓国から送還す
ることができない場合において行われる入管収容（韓国入管法63条1項：日
本の退去強制令書による収容に相当）がある。

いずれも司法審査を要することなく地方入管官署の長の收容命令により実行できるものとされている。

退去強制事由の審査のための收容期間は10日以内（ただし、1回に限り10日以内の延長が可能）である（韓国入管法52条1項）。一方、退去強制命令を受けた者の收容期間に法律上の上限は定められていない（ただし、期間が3月を超える場合は3月ごとに法務部長官の承認が必要とされている）（韓国入管法63条2項）。

2 2023年韓国憲法裁判所決定

(1) 事案の概要

本件韓国憲法裁判所決定の原告は二人おり、その一人（以下、「韓国決定原告1」）は、エジプト国籍であり、韓国において難民申請をしたが、受理を拒否された同伴する親のいない未成年者であり、親が難民申請をする必要があるとして受理されず、その後、在留期限を経過したとして收容された。そこで韓国決定原告1は水原地方裁判所に退去強制命令・收容（保護）命令の取消訴訟を提起した。

もう一人の原告（以下、「韓国判決原告2」）は、バングラデシュ国籍であり、難民申請中であつたところ、偽造書類を使用して入国したことを理由として退去強制命令を受けた。そこで韓国決定原告2はソウル行政裁判所に退去強制命令・收容（保護）命令の取消訴訟を提起した。

水原地方裁判所及びソウル行政裁判所は、韓国憲法裁判所に付託し、入管法に関する韓国憲法裁判所の事件では初めて口頭弁論が実施された。

(2) 本件韓国決定の結論

多数意見は、過剰禁止の原則の違反及び適正手続の違反を理由として、韓国入管法63条1項（以下、「本件条項」）が身体の自由を侵害し、韓国憲法12条に反するものと判断した。

もっとも法的空白や手続形成に関する立法の裁量を考慮し、「審判対象条項に対し、憲法不合致決定を宣告するが、立法者の改善立法がなされるまで引き続き適用を命じることとする。立法者は可能な限り早く改善立法を行う義務があり、遅くとも 2025. 5. 31. までには改善立法を行わねばならず、それまでに改善立法を行わなければ審判対象条項は 2025. 6. 1. から効力を喪失する。」と示した。

【韓国入管法 63 条】

第 63 条（強制退去命令を受けた者の保護及び保護解除）

- ① 地方出入国・外国人管署の長は、強制退去命令を受けた者を旅券未所持または交通便未確保等の事由で即時大韓民国の外へ送還できない場合、送還できる時までその者を保護施設で保護できる。
- ② 地方出入国・外国人管署の長は、第 1 項により保護する時、その期間が 3 カ月を超える場合は 3 カ月ごとに事前に法務部長官の承認を受けなければならない。
- ③ 地方出入国・外国人管署の長は、第 2 項の承認を受けられない場合、遅滞なく保護を解除しなければならない。
- ④ 地方出入国・外国人管署の長は、強制退去命令を受けた者が他の国家から入国が拒否される等の事由で送還できないことが明白になった場合、その者の保護を解除できる。
- ⑤ 地方出入国・外国人管署の長は、第 3 項または第 4 項により保護を解除した場合、住居の制限やその他必要な条件を付けることができる。

(3) 上記決定の理由

ア 過剰禁止の原則違反

(ア) 「目的の正当性・手段の適合性」

まず韓国憲法裁判所は、退去強制命令が円滑に執行されることにより、外国人の出入国を適正に管理するという本件条項の立法目的は正当であり、韓

国からの送還が可能になるまで収容することも、当該立法目的を達成する手段としては適合していると判示した。

(イ)「侵害の最小性・法益均衡性」

次に、韓国憲法裁判所は、「審判対象条項による保護は、強制退去命令を発令後すぐに執行できない場合、その執行を確保するために一時的・暫定的に取る強制措置である（憲裁 2018. 2. 22. 2017 헌가 29 参照）。ところが審判対象条項は、強制退去対象者を大韓民国の外へ送還できる時まで保護できると規定しているのみで、保護期間の上限を設定していないため、無期限の保護を可能とする。

強制退去命令の執行を目的として一時的・暫定的に強制退去対象者を特定の場所に収容する保護は、その本質上、強制退去命令を執行するのに必要な合理的期間内に収容する時にのみその正当性を認められると言える。しかしながら、審判対象条項によると、例えば被保護者が難民法により難民認定申請をしたり、難民不認定決定等に異議申請をして関連の手続が終了するまで強制退去命令を執行できない場合（出入国管理法第 62 条第 4 項参照）、被保護者が強制退去命令に対する取消訴訟等を提起したり、民・刑事紛争が係留中で事実上強制退去命令の執行が困難な場合等には、該当手続の執行状況によって保護期間が無限に延びる可能性がある。また、審判対象条項は他の国家から入国を拒否され、送還が不可能な場合にも送還が可能になるまで、期間の制限なく継続して保護できるようにしている。このように相当な期間内に強制退去命令を執行できない場合にも、強制退去対象者を長期または期限なしに保護することは、一時的・暫定的強制措置としての限界を逸脱し、被保護者の身体的自由を重大に制限するものである。さらに期間の上限が定められていない保護は、被保護者をして自身がいつ解放されるのかまったく予測できなくするという点で、身体保護期間の長短とは関係なく、それ自体が深刻な精神的圧迫感を引き起こす（憲裁 2018. 2. 22. 2017 헌가 29 にお

ける、裁判官イ・ジンソン、裁判官キム・イス、裁判官カン・イルウォン、裁判官イ・ソネ、裁判官ユ・ナムソクの違憲意見参照)。』と述べ、本件条項は収容期間の上限を定めずに退去強制命令を受けた者を無期限に収容することを可能にするが、一時的な強制処分としての収容の限度を逸脱していると判示した。

その上で韓国憲法裁判所は以下の点も判示している。

- (i) EU 送還指令（上限は原則として 6 か月・例外的に 12 か月）・フランス（上限は 90 日）・ドイツ（上限は原則として 6 か月・例外的に 12 か月）・台湾（上限は 100 日）・南アフリカ（上限は 120 日）といった国際的な基準や諸外国の立法例に照らし、退去強制命令を受けた者の収容期間に上限を設定することは可能である。
- (ii) 退去強制命令を受けた者の逃亡の可能性や前科がある場合の再犯のおそれについては、潜在的な可能性にすぎず、住居の制限、出頭、保証人の指定、適正な保証金の提供、監督人による監督といった収容代替措置によって執行を確保することは可能である。
- (iii) 収容の一時解除、収容に対する異議申立てや収容期間の延長に対する法務部長官の承認の制度については、監督官庁である法務部長官によるものであって、前記の問題点を払拭することができることは言い難い。

以上の事情を総合的に考慮し、韓国憲法裁判所は、本件条項は身体の自由に対する最小限度の制約とはいえ、適正に法的な利益を衡量したものともいえないことから、過剰禁止の原則に違反すると結論付けた。

イ 適正手続原則の違反

続いて韓国憲法裁判所は、行政手続において個人の自由が強制処分によって制約される場合、当該行政機関とは異なる独立した中立な機関によってこれを判断することは、適正手続原則の重要な内容であると判示した。

そして、本件条項による身体の自由の制約の程度がその剥奪の程度に達することからすれば、入管収容は刑事手続における逮捕又は勾留に準じるものと考えられるが、現行法のもとでは、地方入管官署の長が入管収容を開始又は延長するに当たり、独立した中立的な機関が関与する制度は何ら存在しないこと、および当事者に自らの意見や資料を提出する機会を付与することは、適正手続原則による重要な手続的な権利であるが、収容命令が発せられる前に当事者が意見を述べる手続的な機会も存在しないこと、これらの事情に鑑み、本件条項は適正手続原則にも違反すると判示した。

3 小括

本件韓国憲法裁判所決定もまた、入管収容制度について「目的の正当性・手段の適合性」及び「侵害の最小性・法益均衡性」を要求し、さらに「強制退去命令の執行を目的として一時的・暫定的に強制退去対象者を特定の場所に収容する保護は、その本質上、強制退去命令を執行するのに必要な合理的期間内に収容する時にのみその正当性を認められると言える。」と判示している。

したがって同決定は、明示的に自由権規約9条1項に対して言及するものではないが、自由権規約9条1項と実質的に同趣旨の法規範を示しており、この司法判断の存在自体が、「合理性・必要性・比例性のない入管収容は、恣意的な入管収容に当たること」及び「定期的審査のない無期限収容は恣意的な入管収容に当たること」という法規範が国際社会で広く支持された国際人権基準であることを推認させる。

また本件韓国憲法裁判所決定は、「行政手続において個人の自由が強制処分によって制約される場合、当該行政機関とは異なる独立した中立な機関によってこれを判断することは、適正手続原則の重要な内容である」とも判示しており、この司法判断の存在自体が「独立した司法的機関で入管収容の適法性を遅

滞なく審査すること」という法規範についても国際社会で広く支持された国際人権基準であることを推認させる。

これらの司法判断の存在は、社会的事実として、本件における自由権規約9条1項及び4項等の法解釈における前提事実として考慮されなければならない。

第4 2013年台湾司法院大法官解釈

1 本件台湾司法院大法官の解釈及びその理由

台湾でも入管収容について同趣旨の司法判断が示されている。すなわち、台湾の出入国及び移民法38条1項（以下、「本件条項」）は、「外国人が次のいずれかに該当する者は、出入国及び移民署は、入出国及び移民署はその者を一時収容することができる…」と定めている。2013年2月6日、台湾司法院大法官は同条項について、「同規定により、退去を完了させるための合理的な期間の外国籍者の収容は、被収容人に即時の司法的救済を与えていない。さらに、上記の一時収容の延長は司法審査に服さない。この二つの側面は、いずれも憲法第八条第一項人民の身体の自由の保障の趣旨に違反するものであり、本解釈の公布の日から起算し、2年を経過しないうちに、効力を失う」との解釈を示した。

台湾司法院大法官が上記解釈の理由として判示したのは以下の点である。

- (i) 「国家が人民の身体の自由をはく奪或いは制限するような措置は、刑事被告人かどうかという地位を問わず、法的根拠を要するほか、必要な司法手続又はそのほかの適正手続に従わなければ、前記憲法の趣旨に合致しない」
- (ii) 「人身の自由は基本的人権であり、人間の一切の自由・権利の根本であり、国籍を問わず、何人ともかような保障を受けるべきことは、現代法治国家の共通準則である。故に、我が国の憲法第八条人身の自由に関する保障は外国人に及ぶべきであり、本国人と同様に保障されるべきである。」

(iii) 本件条項における「『収容』は刑事上の勾留又は処罰の性質と異なるとはいえ、一定期間中に被収容外国人を一定の場所に拘束し、外界から隔離させることである（入出国及び移民法第三十八条第二項及び「外国人収容管理規則」に参照）。それは、人身の自由をはく奪するような様態であり、人民の身体の自由に甚だしく干渉する強制処分である（本院積字第三九二号解釈を参照）。憲法第八条第一項の趣旨によれば、当然ながら必要な司法手続又はその他の適正手続によらなければならない。」

(iv) 「入出国及び移民署が係争規定に従って外国人を収容する目的は、容疑者の逮捕・拘禁ではなく、その者を速やかに退去させるためである。そのため、当該外国人を短期間で退去させられる場合、退去させるために、入出国及び移民署は合理的な作業期間を要することは当然なことである。かような退去作業は、退去の過程において本質的に必要とされる。例を挙げると、飛行機チケットの購買代理、旅券若しくは渡航文書の申請、関連団体への問い合わせなどの必要事項の処理である。そのため、全体的な法的秩序から価値判断をすれば、係争規定は当該官署に合理的な退去作業期間を付与する。また、逃亡の防止且つ速やかに退去させるために、かような短期間に暫くその外国人を処分し収容することは、合理的且つ必要なことであり、国家主権の行使でもあるため、憲法第八条第一項に保障される人身の自由の趣旨に対する違反とはならない。これを鑑みると、かような一時的収容をする処分の部分は、裁判所の判断によらなくても良い。」

(v) 「但し、上記のような憲法の趣旨によると、即時かつ有効な保障を果すためには、一時的被収容外国人に上述の処分に対し、直ちに裁判所による審査・決定を請求するという救済を求める機会を与えるべきである。被収容人は、その一時的収容期間内にその一時的収容処分に対して不服申立てをし、もしくは裁判所による収容の当否の審査や決定を求める際に、入出国及び移民署はその被収容人を二十四時間以内に裁判所に移送し、収容するか否かを速やかに決定す

べきである。また、処分或いは決定により収容されたあと、速やかに収容される外国人が理解できる言葉と文書により、その収容事由、法的根拠及び不服申立ての司法的救済手段を告知せねばならない。そしてまた、被収容人が上述の救済手続を利用できるように、その者が指定した在台家族や友人若しくはその原国籍国の駐台外国公館或いは代表窓口機関に知らせなければならない。それは、即時かつ有効な権利保障が得られ、前記憲法の人身の自由を保障する趣旨に相応しいことである。」

(vi) 「退去作業を行うための一時的収容をする期間については、立法者は行政側の作業に必要とされる期間並びに上述の退去前にしておくべきことなどの実務上の必要性を考量に入れ、法律により定めるべきである。しかし、一時的収容の期間が長過ぎないように配慮し、一時被収容人の人身の自由に過度に干渉することを避けるべきである。現に入出国及び移民署の実務、すなわち約 70 パーセントの被収容人が十五日以内に退去できる（入出国及び移民署一〇二年（西暦 2013 年）一月九日移署専一蓮字第一〇二〇〇一一四五七号函に参照）ことを考慮し、当該官署の処分による一時収容期間は最長でも十五日を超えてはならない。」

(v) 「被収容人が一時収容期間中に不服申立てをせず、裁判所による収容の審査を求めず、かつその一時収容期間が満了しようとする者に対して、仮に入出国及び移民署は収容を継続させる必要があると認めるときに、人身の自由の長期的なはく奪にかかわるため、上述憲法に定める人身の自由に対する保障の下の適正手続の要請に基づき、前述の一時収容期間を超える収容に関する係争規定の一部は、法律により公正かつ独立審判たる裁判所に審査・決定されるべきである。故に、入出国及び移民署は一時収容期間が満期になる前に一時被収容人を裁判所に移送し、収容の決定を裁定しなければ、継続的に収容してはならない。その後また収容の延長が必要とされる際にも、同様である。」

2 本件台湾司法院大法官解釈の影響

台湾では本件台湾大法官解釈を受けて、2016年11月、出入国及び移民法の改正が行われ、退去強制処分を受けた場合、退去強制対象者を15日を超えて収容する場合には司法審査が必要となり、かつ収容期間は100日（一時収容15日・継続収容45日・延長収容45日）を超えてはならないという規定になっている。

3 小括

本件台湾大法官解釈は、退去させるための合理的な作業期間のための一時収容は、最長15日間にかぎり、行政処分により行うことができるとしながらも、「但し、上記のような憲法の趣旨によると、即時かつ有効な保障を果すためには、一時的被収容外国人に上述の処分に対し、直ちに裁判所による審査・決定を請求するという救済を求める機会を与えるべきである。被収容人は、その一時的収容期間内にその一時的収容処分に対して不服申立てをし、もしくは裁判所による収容の当否の審査や決定を求める際に、入出国及び移民署はその被収容人を二十四時間以内に裁判所に移送し、収容するか否かを速やかに決定すべきである。」と判示しており、この司法判断の存在自体が「独立した司法的機関で入管収容の適法性を遅滞なく審査すること」という法規範について国際社会で広く支持された国際人権基準であることを推認させる。

さらに本件台湾大法官解釈が、「被収容人が一時収容期間中に不服申立てをせず、裁判所による収容の審査を求めず、かつその一時収容期間が満了しようとする者に対して、仮に入出国及び移民署は収容を継続させる必要があると認めるときに、人身の自由の長期的なはく奪にかかわるため、上述憲法に定める人身の自由に対する保障の下の適正手続の要請に基づき、前述の一時収容期間を超える収容に関する係争規定の一部は、法律により公正かつ独立審判たる裁判所に審査・決定されるべきである。故に、入出国及び移民署は一時収容期間が満期になる前

に一時被收容人を裁判所に移送し、收容の決定を裁定しなければ、継続的に收容してはならない。その後また收容の延長が必要とされる際にも、同様である。」と判示する点は、この司法判断の存在自体が「定期的審査のない無期限收容は恣意的な入管收容に当たること」という法規範が国際社会で広く支持された国際人権基準であることを推認させる。

したがってこれらの司法判断の存在は、社会的事実として、本件における自由権規約9条1項及び4項等の法解釈における前提事実として考慮されなければならない。

第5 結語

以上のとおり、本件において原告らが主張する自由権規約9条1項及び4項の法解釈、すなわち「合理性・必要性・比例性のない入管收容は、恣意的な入管收容に当たること」、「定期的審査のない無期限收容は恣意的な入管收容に当たること」、及び「独立した司法的機関で入管收容の適法性を遅滞なく審査すること」という法規範は、オーストラリア、韓国、台湾における司法判断においても実質的に同趣旨の判示がなされているものであり、これらの司法判断の存在自体が、「合理性・必要性・比例性のない入管收容は、恣意的な入管收容に当たること」、「定期的審査のない無期限收容は恣意的な入管收容に当たること」、及び「独立した司法的機関で入管收容の適法性を遅滞なく審査すること」という法規範が国際的潮流であり、国際社会において広く支持された国際人権基準であることを推認させる。

よって、オーストラリア、韓国、台湾の上記司法判断は、その国際的潮流を形作る重要な事実として、本件における自由権規約9条1項及び4項等の法解釈の前提事実において認定され、法解釈において考慮されるべきである。

以上